

会 議 録 (要旨版)

会 議 の 名 称	令和元年度 第 2 回東村山市使用料等審議会				
開 催 日 時	令和 2 年 3 月 24 日 (火) 午後 6 時 30 分～8 時 15 分				
開 催 場 所	東村山市役所いきいきプラザ 3 階 マルチメディアホール				
出 席 者 及 び 欠 席 者	<p>●出席者：</p> <p>(委 員) 鈴木委員 (会長)、吉井委員 (職務代理)、小山委員、谷委員、長谷川委員 増田委員、松村委員、森委員</p> <p>(市) 野崎副市長</p> <p>(所 管) 堀口資産マネジメント課長、千葉資産マネジメント課主査</p> <p>(事務局) 間野経営政策部長、河村経営政策部次長 笠原企画政策課長、長谷川企画政策課課長補佐、東企画政策課主査 中田企画政策課主任</p> <p>●欠席者：なし</p>				
傍 聴 の 可 否	可	傍聴不可の場合 はその理由	/	傍聴者数	0 名
会 議 次 第	<p>1 開会</p> <p>2 審議</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>				
問 い 合 わ せ 先	<p>東村山市使用料等審議会事務局</p> <p>(東村山市経営政策部企画政策課)</p> <p>住所：〒189-8501 東村山市本町 1-2-3 電話：042-393-5111 (内線 2212・2213)</p>				
会 議 経 過					
<p>1 開会</p> <p>2 副市長挨拶</p> <p>【副市長】</p> <p>・本日は大変お忙しい中、今年度第 2 回使用料等審議会にお運びいただき感謝申し上げます。今年 1 月 1 日付けで、前任の荒井副市長の後任として着任した。昨年末で市役所に 37 年勤めさせていただき、最後は教育部長であった。10 年ほど前になるが、この使用料等審議会の事務局も務めさせていただき、そのときにお世話になった先生方もたくさんいらっしゃる。これから使用料等審議会の先生方には、様々お世話になると思うが、よろしく願い申し上げます。</p> <p>・今日は、基本方針の見直しということで、新地方公会計制度に移行したことに伴い、それを踏まえてのご討議をいただくということであるが、使用料の適正化に向けて、ご指導の程よろしく願い申し上げます。</p> <p>3 審議</p> <p>○事務局より、「使用料・手数料の基本方針 (改訂版)」の見直しについて、説明を行った。【資料 (新地方公会計制度の数値を活用したシミュレーション (平成 29 年度決算版))、(算定額比較表)、(新地方公会計制度に基づく使用料算定のシミュレーションについて)、(「使用料・手数料の基本方針」(平成 25 年度改訂版))】</p>					

【委員】

- ・行政コストをフルコストで見るということで、今までにない形でやっていただけたことは素晴らしいというのが第一印象だ。
- ・フルコストでやるというときに、物にかかるコストの中にボランティア保険料が入っているという説明があったが、もしボランティアの賃金分の保険料なのであれば、物にかかるコストではなく人にかかるコストに含まれるのではないかという気がした。
- ・もし各施設に損害保険料、火災保険料、地震保険料等が別途かかっているとすれば、コストに含めた方がよいのではないかと思った。そうすると、現行の算定方法による算定額と新公会計制度の数値を用いた算定額には、もう少し乖離が出ると思う。

【事務局】

- ・ボランティア保険料は人にかかるコストという考え方もあると思うが、行政コストの仕訳については、普通会計における行政上のルールにより、ボランティア保険は「物にかかるコスト (4) その他」に区分されている。
- ・建物等の保険については、一所管で全施設の見積りをとったうえで基準に基づき保険料額を算定し、各所管に配賦している。

【事務局】

- ・建物保険料については、「その他のコスト (3) その他」に入っている。

【委員】

(資料2) について

- ・マルチメディア工房とは、どのような用途か。

(資料1) について

- ・今後、維持補修費の中に修繕積立金を入れていく考えはあるか。

【事務局】

- ・マルチメディア工房の用途としては、個人利用として使う部屋である。
- ・修繕積立金の考え方については、資料1のフルコストの中には入れていないが、将来的な公共施設の再編や老朽化対策のために、公共施設等再生基金を設けており、一般会計上のバランスシートにおける流動資産のなかの基金という項目に含まれている。個別のフルコストの中には含まれていないが、市全体のバランスシートの中では、将来的な施設再編や老朽化対策を含めた基金に積んでいる。

【委員】

- ・使用料算定の基となるコストの中には入れないという考えで理解した。

【委員】

- ・維持補修費を入れていないというが、施設によって0のところもあれば、高額なものもあるのはどういうことか。

【事務局】

- ・資料1において、維持補修費に数字が入っている施設については、平成29年度に維持補修工事を行った

金額が入っている。積立金のような形で将来的に施設を補完するためのコストについては、施設別コストには入っていないということである。

【委員】

・たまたまその年度に費用がかからなかったということで、長い目で見れば、途中でけっこう修繕費がかかっているはずなので、フルコストというのならば、何年分かに分けるなどしてコストとして見るべきではないか。

【事務局】

・ご指摘のとおり、施設を今後も使い続けるというのであれば、毎年何かしらの修繕対応があるとは思いますが、現状、市の予算の考え方としては、所管で確実に必要な工事の件名がわかっているれば、たとえば空調工事とするし、あるいは緊急的、突発的な工事に柔軟に対応できる修繕料という予算もある。資料1については、29年度の決算に基づく数字を当てはめているものになるので、施設によっては0となっているものもあれば、数字が入っているものもある。将来的にどの施設も均等に修繕費用を計上していくことは大事なことだと考えている。

【委員】

・今回の資料については、とりあえず初めて作成してみたものということで、使用料・手数料の全体見直しを審議するときには、過去の維持補修費もきちんとコストに含めて資料を出していただけると理解して良いか。

【事務局】

・今回は、新地方公会計制度の数値を活用したシミュレーションということで、平成29年度決算に基づく財務書類しかできていないため、単年度のフルコストとなっている。ただし、使用料・手数料の全体見直しについては、基本方針の中で、三か年の平均コストを用いて算定するという形になっているので、単年度で見れば維持補修費が0であっても、三年間で見ればどこかに数字が入ってくるのではないかと考えている。

【事務局】

・今回は新地方公会計制度に基づく数値を活用してシミュレーションしたが、統一基準による財務書類を整備する前提として、固定資産台帳を整備した。固定資産台帳の減価償却の考え方は、今までの基本方針における減価償却の考え方とは異なり、資本的支出を伴う大規模な維持補修工事を行った場合、資本的価値が上がる形での減価償却の数字を使っていくことになる。今後は、減価償却費において、資本的投資への反映ができるようになると思う。

【委員】

・修繕の積立金と施設の保険関係は、コストに入れていないということだったが、一般会計からの支出ということであればすべて公費で負担しているということになり、今後それらを入れるとなると受益者負担率ももっと下がってしまうのではないかと思った。施設を公費で運営しているのであれば、コストに入れるのが望ましい。その上で受益者負担率を見て、ではどうするかという具体的な金額の回答になると思うが、コストに入れていないということで良いか。

【事務局】

・確認だが、保険料はコストに入っている。維持補修費もコストに入っているが、基金の積み立てが入って

いない。受益者負担率については、行政コストが増えれば下がっていくもの。一般的には2%~8%が平均としたが、将来的に使い続ける施設であれば、維持補修費が増えたり、場合によっては減価償却が上がることから、受益者負担率にも影響してくると思う。一方で、委員ご指摘のとおり、市民の皆さまからの見え方として、これだけの公費が投入されているということが見える化することについては、受益者負担の観点からも大事なことだと考えている。

【会長】

・今日は見直し案1と2について意見をいただきたいということなので、そこについて事務局よりもう少し説明をお願いします。

【事務局】

・事務局としては、平成28年度の全体見直しの際に、動物死体手数料を除きすべて据え置きさせていたが、平成29年度から新地方公会計制度が始まることにより、新たな視点での受益者負担の考え方が見えてくる可能性があるということ据え置き理由の一つとさせていただいたことから、次の全体見直しの際には、統一基準の財務書類にかかわる数値を何らか活用していきたいと考えている。

・見直し案1というのが、資料1の現時点でのフルコストという考え方で算定するもの。

・見直し案2というのが、これまでの計算方法のまま、減価償却だけ固定資産台帳の減価償却の数字を使って算定するもの。まずは固定資産台帳の減価償却の数字を使って全体見直しを行い、将来的にはフルコストによる全体見直しを行うもの。

・今日は、それぞれの案についてのご意見をいただき、来年度第1回審議会において、どちらの見直し案にするか方向性を定めたい。

【委員】

・見直し案1、2のどちらにしても、固定資産台帳の減価償却の数字を使うことは確実ということ。議論があったように、発生主義コストをどこまで入れるかによって、フルコストの定義が広くもなり、小さくもなるということ。

・減価償却が発生主義科目の中で割合も大きいですが、固定資産台帳の減価償却の数字を使うことは確実ということだが、そもそも現行の基本方針の中で特定財源を用いた部分の言及があるが、特定財源のある、なしでずいぶんと減価償却額がぶれてしまう。ある施設を作るときには、たまたまある財源を使えて安くできたので減価償却が安くなり、その施設利用者の負担も少なくなる、一方そうでない施設は高くなる。こういうことが起きることを危惧されての見直し案だと思うが、その議論がないまま、いきなり固定資産台帳の減価償却の数字を使うのが確実ということだったので、申し上げた。

・減価償却にいろいろなコストの正確性の負担を負わせるのはかわいそうなところもある。まずは、過年度の資本的支出もきちんと算入するべきという指摘もあったが、過去に遡ってすべての大規模修繕を資産計上してきちんと減価償却を洗い出せるのかどうかという、技術的に難しいところもあると思う。今後の負担や公平性の議論をすると、大規模な資本的支出があると当然減価償却が増えるので、それ以降にその施設を利用する方はきちんとその分を負担してもらわなければならないということになる。そのためには、大規模な資本的支出があるたびにこまめに改定していただかないと不公平感が出てしまう。このような論点もあると思うので、今後1案、2案を考えるうえで、そういうことも議論していただきたいと思った。

【事務局】

・ご指摘のとおり、現行の算定方法においては、施設を建設するにあたり国や都の補助金を活用できた場合は、その金額を控除した額から減価償却費の算定が始まっている。固定資産台帳に基づく減価償却額は、国

や都の補助金の控除はなく、取得価額か、取得価額がわからないものについては再調達価額としている。現状では、たとえば集会施設であるなど同じ目的だとしても、たまたま国や都の補助金が活用できて作った施設と、市の一般財源や起債を発行して作った施設とでは施設の取得費に差が出てしまい、受益者負担の算定に差が出てしまう。場合によっては、同じような目的の施設なのにエリアによってそのような差があれば、使うエリアによって差が生じてしまうという課題があることも認識している。そういったことから、どちらの見直し案にするにしても、減価償却については固定資産台帳の減価償却額を使うことは必須であると考えている。そうすれば、資本的支出をすれば減価償却が増えるということもある。その他のご指摘については、次回までに整理したい。

【委員】

- ・まずは見直し案2でやってみて、いずれ見直し案1へ移行するというと、それはどれくらいの時間がかかるのか。
- ・見直し案3として、見直し案2を経て見直し案1になるという、三つの考え方があってと思う。

【事務局】

- ・将来的には見直し案1を原理原則とすべきと考えているが、算定に必要な財務書類が平成29年度分しか出ていない現状がある。そうしたことから、今後3か年分の財務書類が揃う時期がいつになるかによって、最初から見直し案1でいけるか、見直し案2を経てから見直し案1にするかを考えているところだ。
- ・見直し案2を経てから見直し案1にするとなった場合には、算定の原価に3か年の平均をとることを踏まえ、フルコストの見直し案1でやれるのは、見直し案2による全体見直しの3年後となる。

【委員】

- ・公会計が導入されてまだ年数が浅いわけで、三年分の財務書類が揃うのがまだ先になるということならば、あえてフルコストで急いでやる必要もないと思う。結論を言うわけではないが、じっくり腰を据えて、公会計を導入したときのメリット・デメリットを、この審議会なり、事務局で検証しながら進めていくかたちが望ましいと思う。

【会長】

- ・フルコストか従来のままかという論点1について、他の市の状況は調べているか。

【事務局】

- ・統一基準による財務書類の数値を受益者負担の考え方に活用している自治体はまだ少ない状況で、我々が把握しているのは、フルコストの数値を活用しているのは千葉県浦安市だけ。当市では平成17年から基本方針の中にも減価償却の考え方を入れているが、近隣市など他市の状況を見ると、そもそも減価償却の考え方を入れている自治体自体が少なかった。全国の自治体が統一基準の財務書類を作ったことで固定資産台帳を整備し、ここで初めて減価償却の考え方が見えてきたことから、その数字だけを使っていくという自治体も増えてきている。全国的な流れで、多くの自治体が統一基準の財務書類に伴う考え方を受益者負担に反映するかという検討を行っているかという、まだ少ない状況ではある。現状、平成29年度決算に伴う統一基準による財務書類しか公表できていないという課題があるので、平成30年度、令和元年度決算に伴う統一基準による財務書類の公表時期等が見えてきたら、令和2年度の審議会でご報告したいと考えている。

【会長】

- ・平成30年度決算に伴う財務書類はいつ頃できるか。

【事務局】

・平成 30 年度決算に伴う財務書類については、他の自治体でも公表しているところが多数あることから、我々としてもスピード感をもって対応していきたいと考えている。

【会長】

・事務局から委員に聞きたいことはあるか。

【事務局】

・令和 2 年度に入ったら、第一四半期のうちに第 1 回審議会を開催したいと考えていることから、今日はそれに向けて、見直し案 1 と 2 について忌憚ないご意見をいただきたいと思っていた。我々の説明と配付資料だけではなかなかすぐに意見を出していただくのが難しいこともあったと思うので、後日メールや電話でも良いので、お気づきの点があれば事務局にご意見をいただきたい。我々としては本日のご意見あるいはこの後出のご意見を整理しながら、次回審議会に向けての方向性を固めていきたいと思う。

・今日の意見としては、3 年に 1 度の全体見直しに向けては、時間をかけて丁寧にやっても良いのではというご意見や、減価償却的な考え方を必須にするというご意見、また今後のスケジュールについてのご意見もいただいた。そういった諸々のご意見を持ち帰らせていただき、次回審議会に向けてあらためて資料等をお示ししたい。

・今日は我々としてお示しできるシミュレーションに基づき、今後見直し案 1 または見直し案 2 で進めることについて、了承をいただきたい。

【会長】

・今までは現金主義ということで、特定の項目だけで計算していたが、企業会計と同様に、本来はフルコストで計算すべきものということで、地方公会計の統一基準ができて、計算をすることになった。

・コストに含まれる範囲が広がったということと、その数字というのはすべて終わった段階の数字であるということ。貸借対照表や損益計算書を作るというのは過去の数字を出すということが目的だ。まず、第一段階は、そういうことで進んできている。先ほどの皆さんのお話では、将来にかかる補修や修繕、大規模な更新というのを見ていかなければならないのではないかとということだが、これは別の次元となり、管理会計の領域となる。統一財務会計の話とは少し違うが、実際にマネジメントをしていくときには将来費用も見ていかなければならないのではないかとというのが、皆さんの意見だった。そこはどういう計算をするかという難しいところもあるし、それによってコストが高くなるわけだから、受益者負担も高くなる傾向が出てくる可能性もあるということで、そういうことについて決定的にやっているというわけではないが各市見直しをしている段階だ。いくつかの難しい論点が今日示されて、意見が出た。こういった論点が見直し案にも結果的には入っているわけだから、見直し案をもとに検討していただき、次の会議までに整理のうえ議論することになる。

・次回の審議会で見直し案 1 と 2 のシミュレーション、それからどのように意見を反映するか、またはできるかできないかという問題もある。そこも含めて検討し、準備していただきたいと思う。

4 その他

【事務局】

・使用料等審議会の開催については、あらためて日程調整を行う。

5 閉会